

感謝状送付規程

(総則)

第1条 この規程は、社団法人日本医療社会事業協会定款施行規則第78条に準じて、本会の事業および運営に貢献があった者に対して感謝の意を表する方法を定めます。

(感謝状の送付基準)

第2条 感謝状は、次の基準により決定します。

第1種

監事・理事を退任したとき

全国大会開催都道府県協会に全国大会が終了したとき

全国大会開催の大会長、事務局長に全国大会決算書受領したとき

選挙管理委員会委員長、事務局長を退任したとき

その他 常任理事会で認める者

第2種(同一人、同一内容且つ第1種と同時の場合は、第1種だけとします)

各部部員・各委員会委員を退任したとき

選挙管理委員会委員を退任したとき

研修会等の講師

その他 常任理事会で認める者

(感謝状送付内容)

第3条 事務局は次の手順により感謝状を送付します。

1 前項の基準に達すれば2週間以内を目処に本人宛に感謝状を送付します

2 第1種の場合

本人に施設長宛の感謝状送付の可否を聞き、可の場合は本人の指定の方法にて施設長宛の感謝状を送付します。

ニュース原稿を200字程度で依頼します。ただし、強制回収ではなく、2週間程度の受領期間内に返答のあった方だけ直近のニュースで掲載します。

3 直近の理事会で理事に、直近のニュースで会員に報告します。

(変更)

第4条 この規程の変更は、理事会の議決を必要とします。

附則

1. この規程は、2007年6月24日制定し、同日から施行します。